

大阪府告示第835号

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第81条の12第1項の規定により、次のとおり管理有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定する。

令和6年6月7日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 要届出管理区域
守口市寺方錦通四丁目71番の一部
- 2 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）第48条の33第3項に規定する基準に適合していない管理有害物質の種類
ダイオキシン類